

クレジットカード 不正利用でも 補償外？

事例

銀行で久々に記帳をしたら、半年前にクレジットカード会社名で6万円の引き落としがあることに気付いた。このカードは作ってから一度も使ったことがない。不正利用なので返金してほしい。

クレジットカードの不正利用の相談が、最近増えています。

明細を見て、不正利用に気付いたら、すぐにカード会社に連絡し、カードの利用停止と再発行、調査の依頼をしましょう。ただし、調査で不正利用と認められたとしても、必ず全額補償されるわけではありません。補償の適用範囲は限定的です。

各クレジットカード会社では、補償の対象期間を独自に定めています。たとえ不正利用でも、この期間を過ぎれば補償されません。

事例では、カードの利用規約に、「補償対象期間は不正を届け出た日からさかのぼって60日以内」とあり、カード会社は不正利用と認めたものの、半年前の利用だったため補償の対象期間外で、返金されませんでした。

また、クレジットカードはカード会社から貸与されたもので、本人の使用に限られます。利用規約には「カードの保管や利用状況の管理は本人の責任」と書かれています。家族などによる利用と判明すれば、カードの管理に問題があると判断され、補償はされません。

使っていないカードを放置していると、不正利用に気付きにくくなります。まず、利用するカードを決めて、それ以外のカードは解約するなど整理が必要で、万一に備え、紙の利用明細書やウェブ明細の請求額確定のお知らせメールが届いたら、すぐに明細書の内容を確認する習慣をつけましょう。カード会社によっては、カードを使うたびにメールが届くサービスもあります。少しでも早く不正利用に気付ける管理が重要です。

消費生活センター

TEL 6319・1000

FAX 6319・1500